

第6号様式別表2の7記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第53条第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第5項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては令和2年旧法人税法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。
- 2 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における令和2年旧法第53条第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和2年旧措置法」という。）第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（令和2年旧法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては100分の23.2（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とし、当該最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とし、当該最初連結事業年度が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.4とする。）を、令和2年旧法第53条第6項第1号に規定する普通法人（令和2年旧措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は令和2年旧法第53条第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の20を乗じて計算した金額を記載すること。
- 3 「当期控除額⑤」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
 - (1) 第6号様式別表1を提出する法人

- (イ) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
 - (ロ) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- (2) 第6号様式別表1の3を提出する法人
- (イ) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
 - (ロ) 第6号様式別表1の3の「差引個別帰属法人税額（（①＋②）と（①の括弧書）のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- 4 令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第5項又は令和2年旧法第53条第7項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（これらの規定に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（これらの規定に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。